



# 患者様へお知らせ

2024年6月診療報酬改定における厚生労働省の指針により、該当する患者様には療養計画書への署名・交付が必要となる為、当面の間、全体的に待ち時間が長くなる事が予想されます。ご迷惑をおかけ致しますがご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

-----※下記は該当する方のみ、ご一読ください※-----

## ※高血圧症・糖尿病・脂質異常症 でおかかりの方へ

これまで「特定疾患療養管理料」を算定していた方は、「生活習慣病管理料2」の算定へ移行させていただきます。

目的:厚生労働省の指針に従い、より総合的な管理・治療を行う為です。

費用:会計時のお支払いが3割負担の方で190円～410円程度高くなります。(処方の内容等により異なります)

※該当する患者様には療養計画書を発行いたします。(初回のみ署名をいただきます。)

## ※消化器科・皮膚科 におかかりの方へ

今回の診療報酬改定を機に、本来の総合的な管理を行う為、2024年6月以降、該当する患者様には病院として、特定疾患療養管理料、皮膚科特定疾患指導管理料1または2を算定させていただく事となりました。

詳しくは裏面をご覧ください

国立さくら病院

## (参考)

### 特定疾患療養管理料(皮膚科特定疾患指導管理料)の対象病名について

「特定疾患」とは厚生労働省が指定した疾患で、高血圧症、糖尿病、脂質異常症を始め、悪性新生物、虚血性心疾患、喘息、胃潰瘍、胃炎・十二指腸炎等、様々な疾患が指定されています。(皮膚科においてはアトピー性皮膚炎、脂漏性皮膚炎等)

今回の診療報酬改定において厚生労働省の指針により、特定疾患療養管理料の指定疾患から「高血圧症、糖尿病、脂質異常症」の3つが除外されました。「高血圧症、糖尿病、脂質異常症」の方には新たに生活習慣管理料2を算定させていただきます。

また、胃炎やアトピー性皮膚炎等は指定疾患に含まれますが、これまで当院では一部算定していませんでした。消化器科や皮膚科におかかりで、該当する方には6月より該当する管理料を算定させていただきます。

### 特定疾患療養管理料 147点 / 皮膚科特定疾患指導管理料(1)250点 / 皮膚科特定疾患指導管理料(2)100点

特定の疾患をお持ちの患者さんに対して、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の管理を行った場合に、月2回(皮膚科特定疾患指導管理料は月1回)に限り算定できるものです。

### 生活習慣管理料(2) 333点

高血圧症、糖尿病、脂質異常症を主病とする方に対し、当該患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合、月1回に限り算定できるものです。

ご不明点は、病院スタッフまでお声かけください。

国立さくら病院